

## 保険補償

### ● キャンピングカーレンタル料金に含まれる補償制度

当社の車両には、下記の保険補償が付いています。

(レンタル料金に含まれます。)

対人	1名限度額	無制限
対物	1事故限度額	無制限(免責10万円)
車両	1事故限度額	免責10万円

搭乗者傷害後遺障害 1名につき 500万円を限度とします。

免責額とは・・・

対物補償、車両補償の補償金額のうち、お客様のご負担して頂く金額のことです。

下記のような運転又は状態で事故が発生した場合は全ての補償制度の適用を受けられません。

- 事故現場から警察への届出を怠った場合(警察の事故証明が取得できない場合)
- 勝手に相手側と示談した場合
- 事故現場から営業店への連絡を怠った場合
- 貸渡時間を無断延長して事故を起こした場合
- 契約書記載の運転者及び副運転者以外の方の事故
- 飲酒運転
- 薬物運転
- 無免許運転
- 定員をオーバーして走行した場合
- 海岸、湖川敷または林間など車道以外(維持、管理された道路以外)を走行した場合の事故(ジェットスキー、トレーラーを除く)
- 使用方法が劣悪なため生じた車体などの損害や腐蝕の補修費
- 各種テスト、競技への使用、または他車のけん引(けん引許可車両を除く)、後押しに使用した場合
- お客様の所有、使用、管理する車両などとの事故によるレンタカーの車両損害
- 営業店内でレンタカーや看板などを破損した場合
- 操作ミスによる故障
- 車内装備の損害
- タイヤチェーン、スキーキャリアなどによる傷
- タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの紛失
- 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合
- その他保険約款の免責条項に該当する事故

[ノンオペレーションチャージ(当社への休車・休業補償料)]

休車・休業補償料は万が一事故が起きた場合に適用される保険補償制度の免責額(お客様負担)とは異なります。

免責補償制度にご加入頂いている場合でも、ご負担頂きます。

ノンオペレーションチャージ

当店で返却された場合 3万円

当店で返却されなかった場合 5万円

事故、盗難、、借受人又は運転手の責に帰すべき事由による各設備の損傷、汚損、臭気等により弊社がそのキャンピングカーレンタルカーを利用できない事による損害については、貸渡該当シーズン基本料金とその利用できない期間から、弊社が損害額を算出し、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

損害車両の貸渡該当シーズン基本料金(一日あたり)×休車・休業日数

※修理日数は30日を限度とします。

当社にキャンピングカーレンタルカーを返還出来ない場合(自走不可能な場合)

レッカー代等の車輛移送費用(当社指定工場)は借受人又は運転手のご負担となります。